

政総第1671号  
令和6年10月10日

神奈川県議会議長 柳下 剛 殿

神奈川県知事 黒岩 祐治  
( 公 印 省 略 )

質問趣意書に対する答弁書について (送付)

令和6年9月26日付け神議第1590号をもって送付のありました青木 マキ議員からの質問趣意書について、別添のとおり答弁書を提出します。

問合せ先  
政策局総務室企画調整第二グループ 齊藤  
内線 3026

## 答 弁 書

### ● 外国につながるのある子どもたちへの支援について

#### ○ 県内の市民団体やNPOが行なっている多様な支援の現状把握について

外国人児童生徒など、外国につながるのある子どもたちは年々増加しており、教育や子育てに関する外国籍県民等からの相談件数も増加しています。

また、県内には、国際協力の活動を行うNPO法人やボランティア活動などを行う市民団体が数多くあり、そうしたNPO法人等の中には、子育て支援、学習支援、進路支援など、様々な分野で外国につながるのある子どもたちの支援を行っている団体があります。

県では、地域のニーズを踏まえた多様な支援ができるよう、それぞれの分野において、外国籍県民等の相談内容や地域で活動しているNPO法人等の現場の声を参考にするなど、現状把握に努めてまいります。

#### ○ 県内の外国につながるのある子どもたちの生活及び学習等に関する実態把握に向けた調査について

県内の外国につながるのある子どもたちに関する実態把握として、例えば、県教育委員会では、在県外国人等特別募集を実施している学校及び外国につながるのある生徒が多く在籍している県立高校（令和6年度28校30課程）を対象に、公益財団法人かながわ国際交流財団、NPO法人多文化教育共生ネットワークかながわ（ME-net）との協働により、「日本語指導が必要な高校生の進路と校内の支援にかかわるアンケート調査」を行っている」と承知しています。

また、県内すべての市町村立小・中・特別支援学校（小学部・中学部）を対象に、「神奈川県公立小・中・特別支援学校における外国につながるのある児童・生徒在籍状況調査」を隔年で行っていると承知しています。

県での調査のほか、国で実施している、保育や就学等の外国につながるのある子どもに関する調査等も参考にしながら、県としては、引き続き、市町村と連携を図りつつ、外国につながるのある子どもたちの生活及び学習等に関する実態把握に努めてまいります。

#### ○ 国の補助金も活用し、市町村とも連携した、より積極的な外国につながるのある子どもたちに関わる団体への支援について

外国につながるのある子どもたちの背景や国籍、文化は多様化しており、様々な支援が求められていることから、県では、市町村や関係団体と連携して取り組んでいます。

外国につながるのある子どもたちを持つ外国籍県民等が安心して子育てができるよう、県では、公益財団法人かながわ国際交流財団が実施している、外国籍県民等の子育てに必要な情報等を発信するウェブサイトの運営や、市町村の母子保健担当者や保育士等に対する研修の開催等を支援しています。

また、県では、市町村に対し、外国につながるのある子どもへの食事や学習機会

や遊び体験を提供するNPO等の団体への支援にも活用できる、国の「地域こどもの生活支援強化事業」を案内し、積極的に活用するよう働きかけを行っています。今後も継続的に市町村に補助事業の活用を促していきます。

県としては、外国につながる子どもたちが安心して育ち、学べる環境をつくるため、引き続き、関係団体への支援に取り組んでまいります。

政総第1671号  
令和6年10月10日

神奈川県議会議長 柳下 剛 殿

神奈川県知事 黒岩 祐治  
( 公 印 省 略 )

質問趣意書に対する答弁書について (送付)

令和6年9月26日付け神議第1590号をもって送付のありました北井 宏昭議員からの質問趣意書について、別添のとおり答弁書を提出します。

問合せ先  
政策局総務室企画調整第二グループ 齊藤  
内線 3026

## 答 弁 書

### ● 富士山噴火～降灰対策について

#### ○ 火山灰の影響について、最新の内容・情報を県民に対しアナウンスすることについて

県は、令和4年12月に、山梨、静岡との3県で構成する富士山火山防災協議会が、最新の知見に基づき改定した富士山ハザードマップを踏まえ、令和5年1月に、富士山噴火に伴う降灰や溶岩流、土石流などの噴火現象の特徴や本県への影響などを整理した「富士山火山防災マップ」を作成し、県のホームページで周知した他、噴火の影響の大きい県西部を中心とした市町村にリーフレットを配布し、県民の皆様への周知を図ってきました。

また、本年6月に運用を開始した「かながわ防災パーソナルサポート」で、富士山や箱根などの火山対策を周知するページを設けた他、9月の防災月間に、10年前の御嶽山の噴火に因み、富士山火山防災マップや箱根山の噴火警戒レベルなどの情報を配信したところです。

今後とも、様々な媒体や機会を活用し、降灰を含めた富士山火山の噴火の影響等に関する情報の周知を図ってまいります。

#### ○ 行政で対応出来ることや地域住民が対応せざるを得ないこと等を整理してあらかじめ周知しておくことについて

「富士山火山防災マップ」では、本県に影響を及ぼす噴火現象と本県への影響の他、気象庁が発する噴火予報や警報などの火山防災情報の趣旨や、噴火に備えた備蓄や持ち出し品、さらには避難に当たっての留意点などの防災情報を網羅しています。

現在、国において、有識者からなる検討会が、富士山の降灰に関して、灰の処理や住民の避難を含めた安全対策などについて検討を行っており、本年度中にガイドラインを公表するとしています。

県としては、この内容を踏まえ、県内の市町村や関係機関で構成するワーキンググループなどで、自治体としての対策や、県民の皆様にお願ひする取組などを検討し、「富士山火山防災マップ」の充実につなげ、富士山火山の降灰等に対する普及啓発を強化してまいります。

#### ○ あらゆるリスクに対する自助・共助を含めた今後の水の確保の検討について

富士山の噴火に備えた水の確保については、在宅避難への備えや避難時の持ち出し品としての水の備蓄が重要となります。県は、富士山火山防災マップやかながわ防災パーソナルサポートなど、あらゆる媒体を活用し、火山を含めた災害に備えるための水の備蓄に関する普及啓発に努めていきます。

また、噴火警戒レベルの引き上げ等、火山活動の活発化の動きに合わせ、速やかに水などの物資を調達、供給する体制の強化も必要です。そこで、今後、国が公表するガイドラインを踏まえ、救援物資の輸送・供給等を担う事業者や市町村、関係

機関で構成する災害救助連絡会や、ライフラインや交通関連の事業者による協議会などを通じて、国のガイドラインを共有するとともに、噴火発生時に、水などの救援物資の調達と供給を迅速に行う方策等について検討に努めます。

さらに、大量の降灰が予想される場合には、水の確保を含め、降灰の影響が少ない地域への避難を迅速に行うことも大切です。県は、富士山の噴火に伴う溶岩流からの避難の考え方や手順を取りまとめた「神奈川県富士山火山広域避難指針」を策定していますが、今後示される国のガイドラインを基に、県内市町村とともに降灰からの避難対策を検討し、指針に反映していきます。

この他、県内の水道事業者を構成員とする会議などを通じて、国のガイドラインや県の広域避難指針の他、県営水道が実施している、浄水場の火山対策などについて、情報共有を図り、水道事業者の降灰対策の一層の充実にも努めてまいります。

政総第1671号  
令和6年10月10日

神奈川県議会議長 柳下 剛 殿

神奈川県知事 黒岩 祐治  
( 公 印 省 略 )

質問趣意書に対する答弁書について (送付)

令和6年9月26日付け神議第1590号をもって送付のありました松長 泰幸議員からの質問趣意書について、別添のとおり答弁書を提出します。

問合せ先  
政策局総務室企画調整第二グループ 齊藤  
内線 3026

## 答 弁 書

### ● 県立スポーツセンターを活用した国際交流について

県立スポーツセンターは、宿泊施設を備えた県内でも最大規模の複合スポーツ施設であり、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に当たっては、その機能を活用して海外チームの事前キャンプを受け入れ、新型コロナウイルスによる制約はある中、地域住民との交流も実施しました。

令和 4 年度からは、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーとして、事前キャンプを行った国とのホストタウン交流事業を藤沢市と連携して実施しており、今年度も、8 月 26 日にエルサルバドル共和国との交流事業を行いました。

このように、国際大会をきっかけとして海外の選手を受け入れることで、国際交流などの効果が期待できることから、今後も、県立スポーツセンターを中心に、海外チームの事前キャンプ受入れなどに取り組んでまいります。

来年、東京での開催が予定されている東京 2025 デフリンピックに向けては、現在、ポルトガルの代表チームから、事前キャンプを県立スポーツセンターで実施したいとの申出を受けています。ポルトガルとは、東京 2020 パラリンピック大会での事前キャンプから交流が続いており、今回も藤沢市と連携しながら、受入れに向けた調整を進めています。キャンプ期間中には、選手と地域住民との交流を積極的に行い、国際交流を推進したいと考えています。

このように、県立スポーツセンターの機能を活用し、国際大会が開催される機会をとらえて事前キャンプの受入れを図るなど、今後も地元自治体等と協力しながら、スポーツを通じた国際交流に取り組んでまいります。

総第2706号  
令和6年10月9日

神奈川県議会議長 柳下 剛 殿

神奈川県教育委員会教育長 花田 忠雄  
( 公 印 省 略 )

質問趣意書に対する答弁書について (送付)

令和6年9月26日付け神議第1590号をもって送付のありました松長泰幸議員からの質問趣意書について、別添のとおり答弁書を提出します。

問合せ先  
教育局総務室  
企画調整グループ 工藤、黒崎  
内線 8024

## 答 弁 書

### ● 旧総合教育センターの跡地の利活用と楷の木の保存について

旧総合教育センターの跡地については、県機関による利活用や地元市による利活用を検討した上で、県も市も利用しないという場合に、民間への売却を検討することとなります。今回、地元の藤沢市から、地域共生拠点の整備候補地として取得したい旨の意思が示されたことから、今後の利活用について、藤沢市と協議を進めていきます。

今後の利活用を円滑に進めていく上で、跡地に残存している庁舎等を除却する必要があり、敷地内の樹木についても、維持管理上の観点から、今年度から実施する除却工事の中で伐採する予定です。

楷の木についても伐採予定ですが、学問の木として、総合教育センターにふさわしいものとして植栽された経緯を踏まえ、次の世代に引き継げるよう、取り木による移植や種子の採取を行っています。

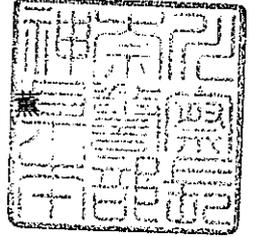
また、CO<sub>2</sub>の削減や温暖化対策については、本年3月に改定された「神奈川県地球温暖化対策計画」に基づき全庁的に取組を進めています。県教育委員会としても、県有施設の再生可能エネルギーの活用や、公用車へのEV等の導入推進などに取り組んでおり、今後も適切に対策を進めてまいります。



神地総発第339号  
令和6年10月9日

神奈川県議会議長 柳下 剛 殿

神奈川県警察本部長 和田



質問趣意書について（回答）

令和6年9月26日付け神議第1590号をもって送付のありました松長泰幸県議からの質問趣意書について、別紙のとおり答弁書を提出します。

問合せ先

総務部総務課連絡係

別紙

答 弁 書

問 1 交番が閉鎖されてからの藤沢駅南口の治安状況の変化についてはどのように認識しているのか伺いたい。

(答)

交番の閉鎖以降、藤沢駅南口地区における刑法犯認知件数は、閉鎖後の令和5年は令和4年と比較して約39%増加しておりますが、令和6年1月から9月までは令和5年同期比で約31%減少しており、これは藤沢署の他の交番と比較してもほぼ同様の変化であると認識しております。

問 2 藤沢駅南口交番が閉鎖されている間、住民の体感治安が低下しないよう、これまでの取組に加え、夜間における駐留警戒強化等、防犯体制の維持・強化をどのように図っていくのか伺いたい。

(答)

県警察では、交番の閉鎖以降も、藤沢駅南口ロータリーでのアクティブ交番やパトカーによる駐留警戒、周辺のパトロールなどの活動を継続実施しております。

また、藤沢駅前地区を繁華街・歓楽街の安全・安心の確保に向けた総合対策の推進重点地区に指定して、関係機関、団体と協働による迷惑行為の防止や街並み改善に向けた取組を継続して推進しております。

今後も、これらの取組と併せ、藤沢市や関係団体等に防犯カメラの増設や合同パトロールへの参加を働きかけるなど、官民一体となった地域住民の安心感を高める活動にも努めてまいります。

政総第1671号  
令和6年10月10日

神奈川県議会議長 柳下 剛 殿

神奈川県知事 黒岩 祐治  
( 公 印 省 略 )

質問趣意書に対する答弁書について (送付)

令和6年9月26日付け神議第1590号をもって送付のありました谷 和雄議員からの質問趣意書について、別添のとおり答弁書を提出します。

問合せ先  
政策局総務室企画調整第二グループ 齊藤  
内線 3026

## 答 弁 書

### ● 農地の保全・再生の取り組みについて

#### ○ 台風 10 号の被害を受けての農地の災害復旧について

農地の災害復旧は、国等の補助事業の活用に向け、スピード感を持って、被災の範囲や規模を確定し、被害額を算定するなどの作業を進める必要があります。

そこで県は、9月12日に、県内で初めて伊勢原市に、農林水産省によるプッシュ型支援を受け入れ、被災した農地や農道等の現場の確認など、国庫補助事業の活用に向けた調査等を国縣市共同で行いました。

今後は、国の災害査定に向けて、市町村に対し、被害状況の確定や復旧のための現地測量、査定設計書の作成等に係る助言・指導を行うとともに、必要に応じて県職員を派遣します。

県は、一日も早く農地等の災害復旧事業に着手できるよう、市町村に対する技術支援を強化し、農業生産の再開に向けて、しっかりと取り組んでまいります。

#### ○ 農地を保全・再生し、農業振興に繋げていくことについて

県内各地では、地域の特色を生かした多彩な農業が営まれています。農家1戸当たりの農地面積は小さく、農地の実情に即したきめ細やかな支援等が必要です。

そこで、営農条件が悪く荒廃しやすい農地については、市町村等が行う小規模な農道や水路等の整備に対し県が支援する「農とみどりの整備事業」の活用を促し、生産性の向上を図ります。

また、既に荒廃してしまった農地については、伐根や耕起などが可能な県単独事業を新たに立ち上げたことから、この事業により速やかな復旧を図っていきます。

こうした取組により、農地の保全・再生に努め、地域の特性に応じた農業振興を図ってまいります。

### ● 厚木秦野道路の整備について

厚木秦野道路は、厚木市から伊勢原市を經由して秦野市に至る、全体延長約29キロメートルの自動車専用道路で、国道246号や周辺道路の慢性的な交通混雑の緩和に寄与するだけでなく、災害時には代替ルートとしての機能が強化される大変重要な道路です。

これまでに、全体延長の概ね半分となる約14キロメートルの区間について、国により事業が進められていますが、残りの区間はまだ事業化されていないことから、県としても、事業への協力を行いながら、事業化区間の整備促進と未事業化区間の早期事業化を働きかけていくことが重要であると認識しています。

そこで県は、埋蔵文化財調査における関係機関調整や、地元市町村と連携して、用地取得に係る地元調整など、事業への協力を積極的に行うとともに、国に対しての働きかけを強めており、今年7月にも、地元市町村と一緒に、国に、厚木秦野道路の必要性を訴え、事業化区間の整備促進と未事業化区間の早期事業化を強く働きかけてきました。

県は、引き続き、様々な機会を捉えて、国へ働きかけを行うなど、厚木秦野道路の全線の整備促進にしっかりと取り組んでまいります。

政総第1671号  
令和6年10月10日

神奈川県議会議長 柳下 剛 殿

神奈川県知事 黒岩 祐治  
( 公 印 省 略 )

質問趣意書に対する答弁書について (送付)

令和6年9月26日付け神議第1590号をもって送付のありました小川 久仁子議員からの質問趣意書について、別添のとおり答弁書を提出します。

問合せ先  
政策局総務室企画調整第二グループ 齊藤  
内線 3026

## 答 弁 書

### ● 地方独立行政法人の令和5年度業務実績評価・中期目標期間の業務実績評価について

本県では、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第11条に基づき、神奈川県地方独立行政法人評価委員会条例（以下「条例」という。）を制定し、地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）の所掌事項、組織及び委員等に関し必要な事項を定めています。

また、評価委員会は県の附属機関でもありますので、委員の選任や議事録の公表にあたっては、「附属機関等の設置及び会議公開等運営に関する要綱」に基づき、適切に対応することが求められています。

評価委員会には、知事が実施する評価に対して専門的な見地から意見を述べる役割があり、具体的には、法第25条第3項に基づき中期目標を作成・変更する際の意見や、法第28条第4項に基づき中期目標期間終了時に見込まれる業務実績を評価する際の意見の提示などが定められています。

こうした地方独立行政法人の業績評価を専門的、客観的かつ中立公正に行うべく、委員の資格要件については、国と同様、条例第4条第2項において「学識経験のある者」から任命することとしており、組織運営、経営、財務・会計、法令順守、行政制度などの法人横断的な分野の専門家に加え、地方独立行政法人の各分野に精通している専門家から選任を行っています。

地方独立行政法人は、県が定める中期目標を実施する機関として設立されますが、その独立性の強さから、中期目標に沿った運営が行われているかなど、適切な評価が行われる必要があります。この評価は知事が行いますが、評価委員会の委員は、専門的な見地から意見を付すこととされています。

そうした背景から、評価委員会の委員は、評価の対象となる県の行政分野に理解があることが望ましく、その選任にあたり、県業務に関係していないことを要件に規定することは、難しいと考えています。

このように、評価委員会の委員の選任に新しい規定を加えることは困難ですが、こども医療センターで発生した重大な事故も踏まえ、地方独立行政法人に対する評価は、中期目標に沿った運営が行われているかなどの観点から行うべきであること、そして、その評価に対し、公正中立な立場から意見を付していただける専門家を選任すべきことを、改めて庁内に周知してまいります。

また、議事録の公表にあっても、質疑の内容や審議の過程が明らかとなるよう、丁寧な記載を心掛けてまいります。

### ● 県立保健福祉大学大学院と県立病院機構の県教育委員会との連携について

#### ○ 県の地方独立行政法人と県立高校生学習活動コンソーシアムについて

県立保健福祉大学は、公立大学法人となった平成30年度に県教育委員会と「連携と協力に関する協定」を締結し、令和元年度から「県立高校生学習活動コンソーシアム協議会」に参加しています。

これによる地域貢献・高大連携の一環として、高校生向けの出張講座を行っており、例えば令和5年度は、実施可能な講座を全体で114講座用意し、藤沢西高校など、希望のあった12校で計19講座を実施しました。

こうした活動については、大学だけでなく、平成31年4月に開設したヘルスイノベーション研究科を含む大学院も参画していますが、「大学院が含まれていることがわかりづらい」との声も伺っていますので、今後は、コンソーシアム協議会のメンバーとして大学院名を明記するなどの工夫を検討してまいります。

また、県立病院機構については、現時点では「県立高校生学習活動コンソーシアム協議会」には参加していませんが、各病院で看護に興味のある高校生を対象に、実際の業務を体験できる「1日看護体験」を実施し、看護師の役割や業務内容について理解を深め、医療現場の雰囲気を実感いただく機会を提供しています。

県としても、こうした主体的な学びの機会は、職業選択や進路を考える上で、非常に有意義なものと考えていますので、今後、より多くの高校生に活用いただけるよう、県立病院機構に対し、コンソーシアムへの参加について働きかけてまいります。

#### ○ 県立保健福祉大学大学院における夏期の児童生徒への学習機会の提供について

県立保健福祉大学大学院のヘルスイノベーション研究科では、キャンパスが立地する川崎市殿町地区、いわゆるキングスカイフロントで毎年夏休みに実施される地域の児童生徒向けの科学イベントに参加し、起業家体験プログラムを実施しています。

また、昨年度は川崎市内の中学校においても、起業家精神を養う「アントレプレナーシップワークショップ」を2回実施するなど、教育研究成果の地域への還元を行っています。

御提案の、県内の児童生徒を対象としたサマースクールの開催については、ヘルスイノベーション研究科の特性や、大学の人員をはじめとする経営資源の状況を踏まえて、今後どのような取組みができるか、大学と連携して検討してまいります。